

環 境 部

令和7年(2025年)2月19日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和6(2024)年度補正予算概要 -----	1～2
2 令和7(2025)年度予算概要 -----	3～4
3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に 関する条例の骨子(環境部所管分) -----	5
4 議決事項の変更について -----	6

1 令和6（2024）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
指 定 寄 付 金	1,000	地域振興基金分 1,000
ふるさと寄付金	240	ゼロカーボン推進関係経費分 240

[歳出]

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特定財源
清 掃 総 務 費	△2,222	廃棄物対策費減 △2,356	(国)排水処理 施設等整備費 補助金 △752
		生活排水対策費減 △2,356	
		合併処理浄化槽設置費	
		補助金減 △2,356	
		日乃出いこいの家管理運営所要経費増 134	
		日乃出いこいの家管理委託料増 134	
塵 芥 処 理 費	△25	リサイクルセンター管理運営費減 △25	
		自動車割賦購入費 (備荒資金組合分) 減 △25	

[債務負担行為]

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
日乃出いこいの家管理委託料	令和7(2025)年度から 令和8(2026)年度まで	1,273

(変 更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
車 両 購 入 費 (タイヤショベル 1 台)	14,041	10,007
恵山・南茅部クリーンセンター 運 営 業 務 委 託 料	26,070	24,090

2 令和7（2025）年度予算概要

一般会計

[歳 出]

衛生費

(単位：千円)

事 項	予 算 額	説 明	特 定 財 源
環 境 政 策 費	33,584	地球温暖化対策費 15,650 エネルギー地産地消検討調査費 15,851 環境啓発費 2,083	(道)住まいのゼロカーボ ン化推進事業補助金 1,500 (その他)広告収入 196
新廃棄物処理シス テム構築関係経費	19,253	新廃棄物処理システム検討委員会開催経費 3,253 基本構想策定支援業務委託料 16,000	
生 活 排 水 対 策 費	11,445	合併処理浄化槽設置費補助金(25基) 11,426 合併処理浄化槽設置資金融資 利子補給費(債務負担行為分) 19	(国)排水処理施設等 整備費補助金 3,598 (その他)清掃手数料 100
ご み 減 量 ・ 資 源 化 推 進 費	49,640	ごみ減量・美化関係経費 3,264 資源回収推進奨励金・謝礼金等 35,964 広報関係経費等 10,412	(その他)広告収入 400
日乃出清掃工場 整備事業費 (債務負担行為分)	5,627,657	設計施工監理業務委託料 25,344 整備工事費 5,602,313	(国)廃棄物処理施設 整備費補助金 2,085,546 (その他)再生利用品 売却収入 13,800 (地方債)塵芥処理施 設整備事業債 3,528,200
持 出 ご み 関 係 経 費	532,693	区域外処理等関係経費 532,693	

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
車 両 購 入 費 (ダンプトラック 1 台)	令和 8(2026)年度から 令和13(2031)年度まで	9,083

発電事業特別会計

[歳 入]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明
売 電 収 入	3,622	
前年度繰越金	678	
歳 入 合 計	4,300	

[歳 出]

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特定財源
太陽光発電事業費	3,100	太陽光発電施設管理運営費 3,100	
一般会計繰出金	1,100		
予 備 費	100		
歳 出 合 計	4,300		

3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の骨子（環境部所管分）

(1) 条例改正の理由

刑法等の一部改正に伴う規定の整備をするため

(2) 条例改正の内容（函館市公害防止条例）

現 行	改 正 案
第 27 条 第 12 条または第 16 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> または 50 万円以下の罰金に処する。	第 27 条 第 12 条または第 16 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> または 50 万円以下の罰金に処する。
第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>懲役</u> または 30 万円以下の罰金に処する。	第 28 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> または 30 万円以下の罰金に処する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
2 過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の <u>禁錮</u> または 20 万円以下の罰金に処する。	2 過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の <u>拘禁刑</u> または 20 万円以下の罰金に処する。

(3) 施行日

令和 7 年 6 月 1 日

4 議決事項の変更について

(1) 変更の内容

令和3年9月13日第3回市議会定例会において議決を得た工事請負契約について、次のとおり議決事項を変更する。

請負金額「23,210,000,000 円」を「26,825,973,240 円」に改める。

(2) 変更の理由

日乃出清掃工場整備工事のインフレスライド条項適用による請負金額の変更

(3) 根拠規定

函館市契約条例第2条